

### 『研修会場へ行くまでの時間の扱い』

研修内容が業務と密接に関わっており会社の命令で参加する研修で、自宅から会場までの時間が、一般社会通念上通勤圏内である場合は通勤時間として扱う。

相当の遠方で自宅を早く出なければならないような場所においては、時間外手当で処理するか、前泊させ、宿泊費を負担するなど状況において判断する。

残業代の支払い義務がある研修

- ・会社・上司の命令で、参加が義務づけられている場合
- ・不参加が不利となる場合
- ・職場規律などに関する研修
- ・法令に基づく研修

残業代の支払い義務がない研修

- ・社員が自主的に参加する研修
- ・自由参加の場合
- ・業務への直接影響がない研修